

平成 2 5 年 度

芦屋市財政健全化等審査意見書

芦屋市監査委員

芦 監 報 第 10 号

平成 26 年 9 月 1 日

芦屋市長 山 中 健 様

芦屋市監査委員 山 本 彼一郎

同 松 木 義 昭

平成 25 年度財政健全化等の審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された平成 25 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率（下水道事業特別会計・宅地造成事業特別会計・都市再開発事業特別会計）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、その意見を次のとおり提出します。

平成 25 年度芦屋市財政健全化等審査意見

第 1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、市長から提出された平成 25 年度決算に係る健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の 4 つの財政指標の総称）及び資金不足比率（下水道事業特別会計・宅地造成事業特別会計・都市再開発事業特別会計）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

平成 26 年 7 月 29 日から平成 26 年 8 月 20 日まで

第 3 審査の方法

本審査は、市長から提出された平成 25 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率（下水道事業特別会計・宅地造成事業特別会計・都市再開発事業特別会計）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第 4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された平成 25 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率（下水道事業特別会計・宅地造成事業特別会計・都市再開発事業特別会計）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(1) 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	平成 25 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	12.20	20.00
連結実質赤字比率	—	17.20	30.00
実 質 公 債 費 比 率	13.0	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	117.4	350.0	

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額が生じない場合の比率は、「—」と表示している。
- 2 財政健全化法第 4 条の規定に基づき、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、財政の早期健全化のための計画を定めなければならないとされている。

また、財政健全化法第8条の規定に基づき、再生判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率の3つの財政指標の総称）のいずれかが財政再生基準以上である場合には、財政の再生のための計画を定めなければならないとされている。

(2) 資金不足比率

地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する企業（以下「法適用企業」という。）以外の公営企業（以下「法非適用企業」という。）に係る本市の特別会計は、下水道事業特別会計、宅地造成事業特別会計及び都市再開発事業特別会計の3会計である。

(単位：%)

区 分	平成 25 年度 資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業特別会計	—	20.0
宅地造成事業特別会計	—	20.0
都市再開発事業特別会計	—	20.0

備考

- 1 資金の不足額が生じない場合の資金不足比率は、「—」と表示している。
- 2 財政健全化法第23条の規定に基づき、公営企業の資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には、公営企業の経営健全化のための計画を定めなければならないとされている。

2 個別意見

健全化判断比率及び資金不足比率（下水道事業特別会計・宅地造成事業特別会計・都市再開発事業特別会計）の概要及び算定基礎事項等は、審査資料（7～21ページ）のとおりである。

(1) 実質赤字比率（審査資料8・9ページ）

(単位：%)

平成 23 年度			平成 24 年度			平成 25 年度		
実質赤字比率	早期健全化基準	財政再生基準	実質赤字比率	早期健全化基準	財政再生基準	実質赤字比率	早期健全化基準	財政再生基準
—	12.18	20.00	—	12.22	20.00	—	12.20	20.00

備考 実質赤字額が生じない場合の実質赤字比率は、「—」と表示している。

一般会計及び公共用地取得費特別会計の2会計を合わせた一般会計等の平成25年度決算において、実質赤字額は生じていない。各決算内容とも整合しており、特に指摘すべき事項はない。一般会計等の実質収支額は、522,306千円の黒字額であり、前年度の黒字額300,486千円に比べ221,820千円増加（増加率73.82%）している。また、実質収支額を標準財政規模で除した比率は2.23%で前年度（1.29%）より0.94ポイント上昇しており、黒字比率の上昇と言えるものであるから、財政運営は比較的良好であると判断できる。

(2) 連結実質赤字比率（審査資料 10～12 ページ）

(単位：%)

平成 23 年度			平成 24 年度			平成 25 年度		
連結実質 赤字比率	早期健全 化基準	財政再 生基準	連結実質 赤字比率	早期健全 化基準	財政再 生基準	連結実質 赤字比率	早期健全 化基準	財政再 生基準
—	17.18	35.00	—	17.22	30.00	—	17.20	30.00

備考 連結実質赤字額が生じない場合の連結実質赤字比率は、「—」と表示している。

一般会計等及び特別会計（法適用企業に係る特別会計を含む。）を合わせた全会計の平成 25 年度決算において、連結実質赤字額は生じていない。各会計決算内容とも整合しており、特に指摘すべき事項はない。連結実質収支額は、2,893,667 千円の黒字額であり、前年度の黒字額 2,505,500 千円と比較すると、388,167 千円増加（増加率 15.49%）している。また、連結実質収支額を標準財政規模で除した比率は 12.37%で前年度（10.83%）より 1.54 ポイント上昇しており、黒字比率の上昇と言えるものであるから、連結ベースでも財政運営は比較的良好であると判断できる。

(3) 実質公債費比率（審査資料 13～15 ページ）

(単位：%)

実質公債費比率			早期健全化基準	財政再生基準
平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度		
13.0	13.3	13.0	25.0	35.0

平成 23 年度から平成 25 年度までの 3 か年の単年度の比率を平均した平成 25 年度決算に基づく実質公債費比率は 13.0%で前年度（13.3%）に比べ 0.3 ポイント低下した。また、平成 25 年度単年度では 11.91080%で、前年度（15.49248%）に比べ、3.58168 ポイント低下している。算定基礎となっている数値については決算内容とも整合しており、特に指摘すべき事項はない。なお、増減の大きなものは以下のとおりである。

- ① 地方債の元利償還金 △281,519 千円（△ 3.58%）
- ② 準元利償還金 △383,190 千円（△25.57%）

地方債の元利償還金については、比率算定に算入された元利償還金額（7,575,845 千円）と実際の元利償還金額（9,576,350 千円）に大きな差異がみられる。これは、平成 25 年度に行った一般会計における市債の繰上償還額 2,000,505 千円については、算定上控除すること

とされているためである。繰上償還分を除けば、元利償還金は減少している。準元利償還金についても、すべての特別会計について減少している。いずれも比率の低下要因となっている。

(4) 将来負担比率（審査資料 16～18 ページ）

（単位：％）

将来負担比率			早期健全化基準
平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	
148.3	129.1	117.4	350.0

平成 25 年度決算に基づく将来負担比率は 117.4% で前年度（129.1%）に比べ 11.7 ポイント低下した。算定基礎となっている数値については決算内容とも整合しており、特に指摘すべき事項はない。なお、増減の大きなものは以下のとおりである。

① 将来負担額	△9,760,702 千円（△10.18%）
（うち一般会計等地方債残高	△5,265,908 千円（△8.03%）
（うち他会計地方債元金償還負担分）	△ 739,301 千円（△5.97%）
（うち土地開発公社負債額	△2,308,934 千円（皆減）
（うち一般職退職手当支給予定額	△ 853,835 千円（△12.78%）
② 充当可能基金額	△4,010,227 千円（△21.28%）
（うち財政基金	△ 687,172 千円（△8.88%）
（うち減債基金	△2,562,704 千円（△56.31%）
（うち公共施設等整備基金	△ 646,439 千円（△14.61%）

将来負担額の減少は比率の低下の要因となるもので、一般会計の市債だけでなく、特別会計の地方債に係るもの、債務負担行為に係るもの、退職手当に係るものなどほぼすべての内訳について将来負担額の減少が認められる。特に、平成 25 年度においては、土地開発公社が解散され、この負債に係る一般会計負担見込額が皆減したほか、一般会計における市債の繰上償還により残高がさらに減少し、将来負担額は前年度に比べて大きく減少している。

一方で、充当可能基金額の減少は比率の上昇の要因となるもので、平成 25 年度は特に、土地開発公社の解散に要する経費及び一般会計における市債の繰上償還に要する経費の財源として多額の基金の取り崩しが行われたため、充当可能基金額は前年度に比べて減少している。

以上の結果、将来負担額の減少が充当可能基金額の減少を大きく上回ったことから、将来負担比率は低下したものである。

(5) 資金不足比率（下水道事業特別会計・宅地造成事業特別会計・都市再開発事業特別会計）

（審査資料 19～21 ページ）

（単位：％）

区 分	資金不足比率			経営健全化基準
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	
下水道事業特別会計	—	—	—	20.0
宅地造成事業特別会計	—	—	—	20.0
都市再開発事業特別会計	—	—	—	20.0

備考 資金の不足額が生じない場合の資金不足比率は、「—」と表示している。

下水道事業特別会計、宅地造成事業特別会計及び都市再開発事業特別会計の平成 25 年度決算において、いずれの会計も資金の不足額は生じていない。算定基礎となっている数値については決算内容とも整合しており、特に指摘すべき事項はない。

なお、当年度の会計別の状況は次のとおりである。

ア 下水道事業特別会計

下水道事業特別会計の資金の剰余額は 10,540 千円であり、前年度の資金の剰余額 7,348 千円と比較すると、3,192 千円増加（増加率 43.44%）している。

また、資金剰余額を事業の規模（営業収益相当収入額－受託工事収益相当収入額）1,581,010 千円（前年度 1,600,332 千円）で除した資金剰余比率は 0.6%で、前年度（0.4%）に比べ 0.2 ポイント上昇している。

イ 宅地造成事業特別会計

宅地造成事業特別会計の資金の剰余額は 990,686 千円であり、前年度の資金の剰余額 1,012,650 千円と比較すると、21,964 千円減少（減少率 2.17%）している。なお、平成 25 年度の宅地造成事業における資金の剰余額には、未分譲宅地に係る土地収入見込額が計上されている。

また、資金剰余額を事業の規模（資本＋負債）45,769 千円（前年度 96,180 千円）で除した資金剰余比率は 2,164.5%で、算定上、土地売払収入の減少に伴う事業の規模の減少により、前年度（1,052.8%）に比べ 1,111.7 ポイント上昇している。

ウ 都市再開発事業特別会計

都市再開発事業特別会計の資金の剰余額は 29,369 千円であり、前年度の資金の剰余額 45,341 千円と比較すると、15,972 千円減少（減少率 35.23%）している。

なお、資金の剰余額を事業の規模（営業収益相当収入額－受託工事収益相当収入額）九 9,669 千円（前年度 10,324 千円）で除した資金剰余比率は 303.7%で、前年度（439.1%）より 135.4 ポイント減少している。

3 結び

平成 25 年度決算に係る健全化判断比率において、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額を生じていないことにより比率は算定されない。

また、実質公債費比率及び将来負担比率は早期健全化基準の数値を下回っている。

法非適用企業に係る特別会計（下水道事業特別会計・宅地造成事業特別会計・都市再開発事業特別会計）の資金不足比率についても、資金の不足額を生じていないことにより比率は算定されない。

とりわけ、将来負担比率及び実質公債費比率については、財政健全化法に基づく指標の公表を開始した平成 19 年度決算以来、その比率は着実に低下しており、市債の償還等が確実に行われていることを示している。特に、平成 25 年度においては、土地開発公社が解散され、この負債に係る一般会計負担見込額が皆減したほか、市債の繰上償還により将来負担額は前年度に比べて大きく減少している。一方で、将来負担額から控除される充当可能基金額も大きく減少している点には留意する必要がある。

現状においては健全化判断比率が早期健全化基準以上となる可能性は極めて低いと考えられる。しかしながら、総務省が取りまとめた平成 24 年度決算に基づく算定結果によれば、全国市区町村全体において、健全化判断比率が早期健全化基準以上となった団体は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率では該当がなく、実質公債費比率で 1 団体、将来負担比率で 2 団体が該当したに過ぎない。また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった公営企業会計は全国市区町村で 20 会計が該当しているが、年々減少している。さらに、平成 24 年度決算における実質公債費比率の全国市区町村平均は 9.2%（芦屋市 13.3%）、将来負担比率は 60.0%（芦屋市 129.1%）となっており、本市の比率は未だ高い水準にあると言わざるを得ない。

比率の改善は進んでいるものの、当面、公債費の負担は高い状態が続くことが見込まれるため、一層の改善にはなお時間を要すると見込まれるが、引き続き比率の適正な算定と管理に努められたい。

審 查 資 料

1 健全化判断比率及び資金不足比率の対象となる会計

区 分		健全化判断比率			
一般会計等	一般会計	公共用地取得費特別会計	実質赤字比率	↑	
	一般会計等に属する特別会計				
その他の特別会計	一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険事業特別会計	↑	↑	
		介護保険事業特別会計			
		老人保健医療事業特別会計 (平成22年度まで)			
		駐車場事業特別会計			
		後期高齢者医療事業特別会計			
	公営企業に係る特別会計	法非適用	宅地造成事業以外 下水道事業特別会計	↓	↑
			宅地造成事業 宅地造成事業特別会計 都市再開発事業特別会計		
		法適用	宅地造成事業以外 病院事業会計		
			水道事業会計		
一部事務組合 広域連合	阪神水道企業団	↑	↓		
	丹波少年自然の家事務組合				
	兵庫県後期高齢者医療広域連合				
地方公社	芦屋市土地開発公社(注)	↑	↓		
損失補償している団体	阪神福祉事業団				
	兵庫県信用保証協会				

備考：「法適用」とは、地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する企業に係る特別会計であり、「法非適用」とは、地方公営企業法の規定を適用しない企業に係る特別会計である。なお、資金不足比率は、各会計ごとに算定する。

(注) 芦屋市土地開発公社は平成25年6月30日をもって解散した。

2 実質赤字比率

(1) 概要

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模）に対する比率であり、地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の健全度を示すものである。

本市の一般会計等は、一般会計及び公共用地取得費特別会計の2会計である。

[算定式]

$$\text{実質赤字比率（％）} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

実質赤字額が生じない場合は、実質赤字比率は「―」（なし）

備考

1 実質赤字額 = 繰上充用額 ① + (支払繰延額 ② + 事業繰越額 ③)

① 繰上充用額 = 歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
= 形式赤字 + $\left[\begin{array}{l} \text{継続費の通次繰越額} + \text{繰越明許費繰越額} \\ + \text{事故繰越額} - \text{未収入特定財源} \end{array} \right]$

② 支払繰延額 = 実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額

③ 事業繰越額 = 実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

2 標準財政規模 = 標準税収入額等 + 普通交付税額 + 臨時財政対策債 ①
発行可能額

① 臨時財政対策債発行可能額 =
一般財源の不足に充てる地方債。基準財政需要額より算定され、発行の有無に関わらず発行可能額の100%が後年度に交付税措置される。

(2) 算定基礎事項及び実質赤字比率

(単位：千円, %, ポイント)

区 分		23年度	24年度 a	25年度 b	増減 b-a	増減率
A 一般会計等実質収支額 (1)+(2) (△は実質赤字額)		1,552,807	300,486	522,306	221,820	73.82
一 般 会 計	(1) 実質収支額 ①-② (△は実質赤字額)	1,523,924	252,307	516,177	263,870	104.58 —
	① 歳入歳出差引額 アーイ (形式収支額)	1,563,164	591,028	906,700	315,672	53.41
	ア 歳入総額	37,125,380	37,382,563	46,477,723	9,095,160	24.33
	イ 歳出総額	35,562,216	36,791,535	45,571,023	8,779,488	23.86
	② 翌年度へ繰り ア～オ計-カ 越すべき財源	39,240	338,721	390,523	51,802	15.29
	ア 継続費 通次繰越額	0	129,666	946,809	817,143	630.19
	イ 繰越明許費 繰越額	287,611	1,570,795	1,638,174	67,379	4.29
	ウ 事故繰越額	0	166,400	0	△ 166,400	皆減
	エ 事業繰越額	13,629	18,437	9,644	△ 8,793	△ 47.69
	オ 支払繰延額	0	0	0	0	—
カ ア～オに係る未収入特定財源	262,000	1,546,577	2,204,104	657,527	42.51	
公 共 用 地 取 得 費 特 別 会 計	(2) 実質収支額 ①-② (△は実質赤字額)	28,883	48,179	6,129	△ 42,050	△ 87.28
	① 歳入歳出差引額 アーイ (形式収支額)	28,883	48,179	6,129	△ 42,050	△ 87.28
	ア 歳入総額	161,495	183,524	6,412,520	6,228,996	3,394.10
	イ 歳出総額	132,612	135,345	6,406,391	6,271,046	4,633.38
	② 翌年度へ繰り ア～オ計-カ 越すべき財源	0	0	0	0	—
	ア 継続費 通次繰越額	0	0	0	0	—
	イ 繰越明許費 繰越額	0	0	0	0	—
	ウ 事故繰越額	0	0	0	0	—
	エ 事業繰越額	0	0	0	0	—
	オ 支払繰延額	0	0	0	0	—
カ ア～オに係る未収入特定財源	0	0	0	0	—	
B 標準財政規模 (1)～(3)計		23,567,788	23,129,535	23,380,173	250,638	1.08
(1) 標準税収入額等		20,134,096	19,900,073	20,307,181	407,108	2.05
(2) 普通交付税額		1,738,512	1,577,523	1,406,111	△ 171,412	△ 10.87
(3) 臨時財政対策債発行可能額		1,695,180	1,651,939	1,666,881	14,942	0.90
実質赤字比率の計算 【計算式】 A ÷ B × 100 (%) (△は実質赤字比率)		6.58	1.29	2.23	0.94 ポイント	
実質赤字比率 実質赤字額が生じない場合は、 実質赤字比率は「—」(なし)		—	—	—	—	

3 連結実質赤字比率

(1) 概要

連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率であり、全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての財政運営の健全度を示すものである

本市の全会計は、一般会計及び特別会計（法適用企業に係る特別会計を含む。）である。

[算定式]

$$\text{連結実質赤字比率（\%）} = \frac{\text{全会計の連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

連結実質赤字額が生じない場合は、連結実質赤字比率は「―」（なし）

備考

1 連結実質赤字額 = (実質黒字額 ① + 資金の剰余額 ②)
- (実質赤字額 ③ + 資金の不足額 ④) のマイナスの値

① 実質黒字額 = 歳入（繰上充用額、支払繰延額及び事業繰越額を除く。）が歳出を超える場合の当該超える額

② 資金の剰余額 =

【法適用企業】 流動資産 - { 流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源充当地方債現在高 }

【法非適用企業】 実質黒字額 - 建設改良費等以外の経費の財源充当地方債現在高

③ 実質赤字額 「2 実質赤字比率 (1) 概要 備考1」のとおり

④ 資金の不足額 =

【法適用企業】 { { 流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源充当地方債現在高 } - 流動資産 }

- 解消可能資金不足額 ※

【法非適用企業】

{ { 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額) } + 建設改良費等以外の経費の財源充当地方債現在高 }

- 解消可能資金不足額 ※

※ 解消可能資金不足額 = 事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定額

2 標準財政規模 「2 実質赤字比率 (1) 概要 備考2」のとおり

(2) 算定基礎事項及び連結実質赤字比率

(単位：千円，%，ポイント)

区 分	23年度	24年度 a	25年度 b	増減 b-a	増減率	
A 連結実質収支額 1～4計 (△は連結実質赤字額)	3,813,071	2,505,500	2,893,667	388,167	15.49	
1 一般会計等実質収支額 (△は実質赤字額)	1,552,807	300,486	522,306	221,820	73.82	
2 一般会計等以外で公営企 業の特別会計以外の特別 会計の実質収支額 (△は実質赤字額)	145,429	237,732	350,346	112,614	47.37	
国民健康 保険事業 特別会計	(1) 実質収支額 ①-② (△は実質赤字額)	93,003	55,474	164,616	109,142	196.74
	① 歳入歳出差引額 ア-イ (形式収支額)	93,003	55,474	164,616	109,142	196.74
	ア 歳入総額	9,201,471	9,444,179	9,525,667	81,488	0.86
	イ 歳出総額	9,108,468	9,388,705	9,361,051	△ 27,654	△ 0.29
	② 翌年度へ繰り越すべき財源	0	0	0	0	—
介護保 険事業 特別会計	(2) 実質収支額 ①-② (△は実質赤字額)	3,919	116,714	121,894	5,180	4.44
	① 歳入歳出差引額 ア-イ (形式収支額)	3,919	116,714	121,894	5,180	4.44
	ア 歳入総額	6,484,738	6,850,297	7,163,056	312,759	4.57
	イ 歳出総額	6,480,819	6,733,583	7,041,162	307,579	4.57
	② 翌年度へ繰り越すべき財源	0	0	0	0	—
駐車 場事 業特 別会 計	(4) 実質収支額 ①-② (△は実質赤字額)	542	530	542	12	2.26
	① 歳入歳出差引額 ア-イ (形式収支額)	542	530	542	12	2.26
	ア 歳入総額	337,487	338,743	335,701	△ 3,042	△ 0.90
	イ 歳出総額	336,945	338,213	335,159	△ 3,054	△ 0.90
	② 翌年度へ繰り越すべき財源	0	0	0	0	—
後期 高齢 者医 療事 業特 別会 計	(5) 実質収支額 ①-② (△は実質赤字額)	47,965	65,014	63,294	△ 1,720	△ 2.65
	① 歳入歳出差引額 ア-イ (形式収支額)	47,965	65,014	63,294	△ 1,720	△ 2.65
	ア 歳入総額	1,424,914	1,616,718	1,686,210	69,492	4.30
	イ 歳出総額	1,376,949	1,551,704	1,622,916	71,212	4.59
	② 翌年度へ繰り越すべき財源	0	0	0	0	—

(単位：千円，%，ポイント)

区 分		23年度	24年度 a	25年度 b	増減 b-a	増減率
3 公営企業の特別会計で法 (1)~(3)計 非適用の特別会計の資金 収支額 (△は実質赤字額)		1,096,787	1,065,339	1,030,595	△ 34,744	△ 3.26
下水道 事業特別 会計	(1) 資金収支額 ①-② (△は資金不足額)	2,557	7,348	10,540	3,192	43.44
	① 歳入歳出差引額 アーイ (形式収支額)	3,625	7,548	10,540	2,992	39.64
	ア 歳入総額	2,765,148	2,801,417	2,460,553	△ 340,864	△ 12.17
	イ 歳出総額	2,761,523	2,793,869	2,450,013	△ 343,856	△ 12.31
	② 翌年度へ繰り越すべき財源	1,068	200	0	△ 200	皆減
宅地 造成事 業特別 会計	(2) 資金収支額 ①-②+③ (△は資金不足額)	1,062,872	1,012,650	990,686	△ 21,964	△ 2.17
	① 歳入歳出差引額 アーイ (形式収支額)	0	0	0	0	-
	ア 歳入総額	519,460	103,464	64,749	△ 38,715	△ 37.42
	イ 歳出総額	519,460	103,464	64,749	△ 38,715	△ 37.42
	② 翌年度へ繰り越すべき財源	0	0	0	0	-
③ 土地収入見込額 (宅地造成事業)	1,062,872	1,012,650	990,686	△ 21,964	△ 2.17	
都市再 開発事 業特別 会計	(3) 資金収支額 ①-②+③ (△は資金不足額)	31,358	45,341	29,369	△ 15,972	△ 35.23
	① 歳入歳出差引額 アーイ (形式収支額)	31,358	45,341	29,369	△ 15,972	△ 35.23
	ア 歳入総額	41,641	54,239	55,011	772	1.42
	イ 歳出総額	10,283	8,898	25,642	16,744	188.18
	② 翌年度へ繰り越すべき財源	0	0	0	0	-
③ 土地収入見込額 (宅地造成事業)	0	0	0	0	-	
4 公営企業の特別会計で法 (1)~(2)計 適用の特別会計の資金収 支額 (△は資金不足額)		1,018,048	901,943	990,420	88,477	9.81
病院 事業会 計	(1) 資金収支額 ①-②-③ (△は資金不足額)	200,648	336,404	286,978	△ 49,426	△ 14.69
	① 流動資産	531,998	2,199,443	685,622	△ 1,513,821	△ 68.83
	② 流動負債	331,350	1,862,618	398,429	△ 1,464,189	△ 78.61
	③ 建設改良費等以外の経費の 財源充当の地方債の現在高	0	421	215	△ 206	△ 48.93
水道 事業会 計	(2) 資金収支額 <①-②>-<③-④> (△は資金不足額)	817,400	565,539	703,442	137,903	24.38
	① 流動資産	1,302,936	1,101,948	1,162,527	60,579	5.50
	② 流動負債	485,536	536,409	459,085	△ 77,324	△ 14.42
	③ 建設改良費等以外の経費の 財源充当の地方債の現在高	0	0	0	0	-
B 標準財政規模		23,567,788	23,129,535	23,380,173	250,638	1.08
連結実質赤字比率の計算 【計算式】 A ÷ B × 100 (%) (△は連結実質赤字比率)		16.17	10.83	12.37	1.54 ポイント	
連結実質赤字比率 連結実質赤字額が生じない場合は、 連結実質赤字比率は「-」(なし)		-	-	-	-	

4 実質公債費比率

(1) 概要

実質公債費比率は、一般会計等の実質的な公債費負担額の標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化して、財政運営の健全度を示すものである。比率は、過去3か年の平均値を用いる。

本指標は、平成18年度に地方債許可制度から協議・許可制度に移行されたことに伴い導入されたものであり、この比率が18%以上25%未満の団体は公債費負担適正化計画の策定を前提に地方債許可団体となり、25%以上35%未満の団体は一般単独事業債等を起こすことができなくなり、35%以上の団体は一般公共事業（災害関連事業を除く。）、教育・福祉施設等整備事業等に係る地方債を起こすことができなくなる。

[算定式]

$$\text{実質公債費比率 (\%)} = \frac{\left(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金} \right) - \left[\text{特定財源} + \frac{\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金}}{\text{係る基準財政需要額算入額}} \right]}{\text{標準財政規模} - \frac{\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金}}{\text{係る基準財政需要額算入額}}}$$

(3か年平均)

備考

1 準元利償還金 = ①～⑤の合計額

- ① 満期一括償還地方債について、償還期間30年とする元金均等年賦償還をした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還に充てたと認められるもの
- ③ 組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ⑤ 一時借入金の利子

2 特定財源 = ①～④の合計額

- ① 国・県等からの利子補給
- ② 貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金（災害援護資金貸付金償還金等）
- ③ 公営住宅使用料
- ④ 都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税

3 標準財政規模 「2 実質赤字比率 (1) 概要 備考2」のとおり

(2) 算定基礎事項及び実質公債費比率

(単位：千円，％，ポイント)

区 分	23年度	24年度 a	25年度 b	増減 b-a	増減率
A 地方債の元利償還金 ①-②	7,621,033	7,857,364	7,575,845	△ 281,519	△ 3.58
① 地方債元利償還金 ア+イ	7,643,424	7,857,959	9,576,350	1,718,391	21.87
ア 地方債元利償還金 (一般会計)	7,511,492	7,723,228	8,873,826	1,150,598	14.90
イ 地方債元利償還金 (公共用地取得費特別会計)	131,932	134,731	702,524	567,793	421.43
② ①から控除する繰上 償還額，借換債等 ア~エ計	22,391	595	2,000,505	1,999,910	336,119.33
ア 繰上償還額 (一般会計)	22,391	595	2,000,505	1,999,910	336,119.33
イ 繰上償還額 (公共用地取得費特別会計)	0	0	0	0	—
ウ 借換債を財源として償還した額	0	0	0	0	—
エ 満期一括償還地方債の元金に 係る分	0	0	0	0	—
B 準元利償還金 ①~⑤計	1,432,555	1,498,646	1,115,456	△ 383,190	△ 25.57
① 満期一括償還地方債を償還期間30年 とする元金均等年賦償還とした場合 の1年当たりの元金償還金相当額	0	0	0	0	—
② 一般会計等から一般会計等以外の 特別会計への繰出金のうち，公営 企業債の償還の財源に充てたと 認められるもの ア~ケ計	950,650	1,272,277	1,000,953	△ 271,324	△ 21.33
ア 水道事業	10,345	8,287	3,836	△ 4,451	△ 53.71
イ 病院事業	155,878	423,812	209,541	△ 214,271	△ 50.56
ウ 下水道事業	532,569	580,447	537,249	△ 43,198	△ 7.44
エ 駐車場整備事業	251,858	259,731	250,327	△ 9,404	△ 3.62
オ 宅地造成事業	0	0	0	0	—
カ 都市再開発事業	0	0	0	0	—
キ 国民健康保険事業	0	0	0	0	—
ク 介護保険事業(事業勘定)	0	0	0	0	—
ケ 後期高齢者医療事業	0	0	0	0	—
③ 組合等への負担金・補助金のうち， 組合等が起こした地方債の償還に 充てたと認められるもの ア+イ	125,877	119,266	113,325	△ 5,941	△ 4.98
ア 阪神水道企業団	123,987	117,547	111,700	△ 5,847	△ 4.97
イ 丹波少年自然の家	1,890	1,719	1,625	△ 94	△ 5.47
④ 債務負担行為に基づく支出のうち 公債費に準ずるもの	356,028	107,103	1,178	△ 105,925	△ 98.90
⑤ 一時借入金の利子	0	0	0	0	—

(単位：千円, %, ポイント)

区 分	23年度	24年度 a	25年度 b	増減 b-a	増減率
C 特定財源 ①～⑤計	1,826,000	1,880,354	1,907,711	27,357	1.45
① 国・県等からの利子補給	0	0	0	0	—
② 貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金 (災害援護資金貸付金に係るもの)	41,675	26,694	34,062	7,368	27.60
③ 公営住宅使用料	355,951	305,244	307,637	2,393	0.78
④ 都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税	1,428,374	1,548,416	1,566,012	17,596	1.14
⑤ その他	0	0	0	0	—
D 元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額 ①～⑥計	5,049,089	4,605,883	4,539,517	△ 66,366	△ 1.44
① 災害復旧費等に係る基準財政需要額	3,168,648	2,708,731	2,594,571	△ 114,160	△ 4.21
② 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	1,247,958	1,256,517	1,248,932	△ 7,585	△ 0.60
③ 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費 (準元利償還金に係るものに限る)	72,183	79,984	89,123	9,139	11.43
④ 災害復旧費等に係る基準財政需要額 (準元利償還金に係るものに限る)	368,633	357,197	334,752	△ 22,445	△ 6.28
⑤ 密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金	114,483	115,587	112,602	△ 2,985	△ 2.58
⑥ 密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金 (地方債の元利償還額を基礎として算入されたもの)	77,184	87,867	159,537	71,670	81.57
E 標準財政規模	23,567,788	23,129,535	23,380,173	250,638	1.08
当年度の実質公債費比率の計算 【計算式】 (A+B-C-D)÷(E-D)×100(%)	11.76378	15.49248	11.91080	△ 3.58168 ポイント	/
実質公債費比率(過去3か年の平均)	13.0	13.3	13.0	△ 0.3 ポイント	

5 将来負担比率

(1) 概要

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率がフロー指標（一定期間の数値に係る分析比率）であるのに対して、本指標は将来の実質的な負担の量を測定するストック指標（一定期間の数値の総計に係る分析比率）である。

[算定式]	
将来負担比率 = (%)	$\frac{\text{将来負担額} - \left[\begin{array}{l} \text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} \\ \text{+ 地方債現在高等に係る} \\ \text{基準財政需要額算入見込額} \end{array} \right]}{\text{標準財政規模} - \begin{array}{l} \text{元利償還金・準元利償還金に} \\ \text{係る基準財政需要額算入額} \end{array}}$

備考

1 将来負担額 = ① ~ ⑧ の合計額

- ① 当該年度の前年度末における一般会計等に係る地方債の現在高（満期一括償還地方債の現在高を含めた実額ベースの現在高）
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費の支出に係るもの）で、一般会計等の負担見込額
- ③ 一般会計等以外の特別会計の地方債の元金償還金に充てる一般会計等からの繰入見込額等（負担等見込額）
- ④ 本市が加入する組合等が起こした地方債の元金償還金に充てる本市の一般会計等の負担等見込額
- ⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ⑥ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑦ 連結実質赤字額
- ⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

2 充当可能基金額 = 上記1の ① ~ ⑥ までの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

3 特定財源見込額 = 特定財源（「4 実質公債費比率（1）概要 備考2」）及び地方債償還額に充てる国庫支出金・県支出金等の見込額

4 標準財政規模 「2 実質赤字比率（1）概要 備考2」のとおり

(2) 算定基礎事項及び将来負担比率

(単位：千円，%，ポイント)

区 分	23年度	24年度 a	25年度 b	増減 b-a	増減率
A 将来負担額 ①～⑧計	99,663,089	95,908,567	86,147,865	△ 9,760,702	△ 10.18
① 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高 ア+イ	70,192,614	65,544,548	60,278,640	△ 5,265,908	△ 8.03
ア 一般会計	63,561,714	58,913,648	54,218,640	△ 4,695,008	△ 7.97
イ 公共用地取得費特別会計	6,630,900	6,630,900	6,060,000	△ 570,900	△ 8.61
② 債務負担行為に基づく支出予定額 ア～ウ計	9,032,411	8,529,892	8,025,764	△ 504,128	△ 5.91
ア 大気汚染対策緑地建設事業	5,028,357	4,577,324	4,126,291	△ 451,033	△ 9.85
イ 特定買取賃貸住宅供給事業	1,496,337	1,444,851	1,391,756	△ 53,095	△ 3.67
ウ 山手幹線芦屋川横断部工事	2,507,717	2,507,717	2,507,717	0	0.00
③ 他会計地方債元金償還金に充てる一般会計等負担額見込額 ア～エ計	10,640,192	12,391,739	11,652,438	△ 739,301	△ 5.97
ア 下水道事業特別会計	7,444,035	7,158,535	7,043,006	△ 115,529	△ 1.61
イ 駐車場事業特別会計	932,718	704,483	470,899	△ 233,584	△ 33.16
ウ 水道事業会計	80,055	80,909	75,499	△ 5,410	△ 6.69
エ 病院事業会計	2,183,384	4,447,812	4,063,034	△ 384,778	△ 8.65
④ 加入組合等の地方債元金償還金に充てる負担等見込額 ア+イ	528,161	422,502	317,754	△ 104,748	△ 24.79
ア 阪神水道企業団	512,802	408,707	305,463	△ 103,244	△ 25.26
イ 丹波少年自然の家事務組合	15,359	13,795	12,291	△ 1,504	△ 10.90
⑤ 退職手当支給予定額 (全職員期末要支給額一般会計等分) ア+イ	6,931,474	6,689,808	5,853,590	△ 836,218	△ 12.50
ア 一般職	6,924,097	6,680,999	5,827,164	△ 853,835	△ 12.78
イ 特別職	7,377	8,809	26,426	17,617	199.99
⑥ 設立法人の負債額・債務負担額の一般会計等負担見込額 ア～ウ計	2,338,237	2,330,078	19,679	△ 2,310,399	△ 99.16
ア 地方道路公社	0	0	0	0	—
イ 土地開発公社	2,313,884	2,308,934	0	△ 2,308,934	皆減
ウ 第三セクター等	24,353	21,144	19,679	△ 1,465	△ 6.93
阪神福祉事業団(損失補償付債務)	21,142	18,553	16,611	△ 1,942	△ 10.47
兵庫県信用保証協会(損失補償付債務)	3,211	2,591	3,068	477	18.41
⑦ 一般会計等の連結実質赤字額	0	0	0	0	—
⑧ 組合等連結実質赤字額相当額の一般会計等負担見込額	0	0	0	0	—
B 充当可能基金額 ①～⑭計	18,406,754	18,841,706	14,831,479	△ 4,010,227	△ 21.28
① 財政基金	6,951,967	7,735,038	7,047,866	△ 687,172	△ 8.88
② 減債基金	4,537,802	4,550,825	1,988,121	△ 2,562,704	△ 56.31
③ 退職手当基金	293,755	293,828	193,920	△ 99,908	△ 34.00
④ 公共施設等整備基金	4,862,388	4,423,234	3,776,795	△ 646,439	△ 14.61
⑤ 社会福祉「友愛」基金	161,065	163,717	165,196	1,479	0.90
⑥ 市民文化振興基金	81,288	82,308	82,328	20	0.02
⑦ 緑化基金	117,312	114,912	81,362	△ 33,550	△ 29.20
⑧ ボランティア基金	119,367	119,504	117,633	△ 1,871	△ 1.57
⑨ スポーツ振興基金	92,502	93,702	95,702	2,000	2.13
⑩ 長寿社会福祉基金	311,239	311,816	269,885	△ 41,931	△ 13.45
⑪ 環境保全基金	100,100	100,220	100,240	20	0.02
⑫ 1. 17あしやフェニックス基金	14,733	14,797	14,637	△ 160	△ 1.08
⑬ 西田房子福祉基金	238,412	238,412	238,412	0	0.00
⑭ 美術品等取得基金	1,273	1,273	1,273	0	0.00

(単位:千円, %, ポイント)

区 分	23年度	24年度 a	25年度 b	増減 b-a	増減率
⑮ 土地開発基金	376,502	376,502	330,000	△ 46,502	△ 12.35
⑯ 国民健康保険事業特別会計基金	23,648	26,026	26,032	6	0.02
⑰ 介護給付費準備基金	123,401	195,592	302,077	106,485	54.44
⑱ 介護従事者処遇改善臨時特例基金	0	0	0	0	—
C 特定財源見込額 ①～③計	13,834,406	13,962,061	12,749,283	△ 1,212,778	△ 8.69
① 災害援護資金貸付金(転貸債)に係る償還見込額	323,111	295,599	264,735	△ 30,864	△ 10.44
② 市営住宅使用料	2,988,670	3,281,374	2,697,720	△ 583,654	△ 17.79
③ 都市計画税	10,522,625	10,385,088	9,786,828	△ 598,260	△ 5.76
D 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 ①～⑱計	39,950,636	39,173,516	36,441,430	△ 2,732,086	△ 6.97
① 消防費	0	0	0	0	—
② 道路橋りょう費	2,701,986	2,329,919	1,935,795	△ 394,124	△ 16.92
③ 港湾費(港湾及び漁港)	0	0	0	0	—
④ 都市計画費	3,146,720	2,759,340	2,366,023	△ 393,317	△ 14.25
⑤ 公園費	171,019	151,408	132,062	△ 19,346	△ 12.78
⑥ 下水道費	1,402,987	1,478,288	1,568,285	89,997	6.09
⑦ その他の土木費	1,017,367	773,762	525,162	△ 248,600	△ 32.13
⑧ 小学校費	964,843	896,379	825,212	△ 71,167	△ 7.94
⑨ 中学校費	46,631	43,616	40,574	△ 3,042	△ 6.97
⑩ 高等学校費	0	0	0	0	—
⑪ その他の教育費	0	0	0	0	—
⑫ 社会福祉費	0	15,750	14,007	△ 1,743	△ 11.07
⑬ 保健衛生費	2,853,138	2,968,286	2,729,057	△ 239,229	△ 8.06
⑭ 高齢者保健福祉費	0	0	0	0	—
⑮ 清掃費	114,132	213,788	297,272	83,484	39.05
⑯ 農業行政費	0	0	0	0	—
⑰ 林野水産行政費	0	0	0	0	—
⑱ 地域振興費	27,475	136,374	129,138	△ 7,236	△ 5.31
ア～シ計	27,504,338	27,406,606	25,878,843	△ 1,527,763	△ 5.57
ア 災害復旧債	67,041	456	231	△ 225	△ 49.34
イ 補正予算債償還費(平成10年度以前許可債に係るもの)	3,825,106	3,825,106	2,511,528	△ 1,313,578	△ 34.34
ウ 補正予算債償還費(平成11年度以降同意債に係るもの)	647,458	745,132	648,730	△ 96,402	△ 12.94
エ 地方税減収補てん債償還費	30,453	23,204	16,033	△ 7,171	△ 30.90
オ 臨時財政特例対策債償還費	71,652	20,799	20,677	△ 122	△ 0.59
カ 財源対策債償還費	3,391,214	3,004,961	2,598,940	△ 406,021	△ 13.51
キ 減税補てん債償還費	3,100,353	2,675,329	2,246,524	△ 428,805	△ 16.03
ク 臨時税収補てん債償還費	161,819	137,760	113,312	△ 24,448	△ 17.75
ケ 臨時財政対策債償還費	10,874,291	12,060,093	13,187,667	1,127,574	9.35
コ 東日本大震災全国緊急防災施策債償還費	0	18,000	71,730	53,730	298.50
サ 地域改善対策特定事業債等償還費	258,502	204,919	152,773	△ 52,146	△ 25.45
シ 公害防止事業債償還費	5,076,449	4,690,847	4,310,698	△ 380,149	△ 8.10
E 標準財政規模	23,567,788	23,129,535	23,380,173	250,638	1.08
F 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	5,049,089	4,605,883	4,539,517	△ 66,366	△ 1.44
将来負担比率 【計算式】 (A-B-C-D)÷(E-F)×100(%)	148.3	129.1	117.4	△ 11.7 ポイント	

6 資金不足比率（下水道事業特別会計・宅地造成事業特別会計・都市再開発事業特別会計）

(1) 概要

資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定した資金の不足額のそれぞれの事業規模に対する比率であり、資金の不足額を事業の規模と比較して指標化し、経営状況の健全度を示すものである。

本市の公営企業に係る特別会計のうち、法非適用企業に係る特別会計は、下水道事業特別会計、宅地造成事業特別会計及び都市再開発事業特別会計の3会計である。

[算定式]

$$\text{資金不足比率（\%）} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額が生じない場合は、資金不足比率は「—」（なし）

備考

1 資金の不足額 「3 連結実質赤字比率 (1) 概要 備考1④」のとおり

2 資金の剰余額 「3 連結実質赤字比率 (1) 概要 備考1②」のとおり

なお、宅地造成事業を行う公営企業については、資金の剰余額の算定上、土地の造成等に要する経費の財源に充てるために起こした地方債の残高（及び他会計借入金の現在高）を控除する。

3 事業の規模 =

【法非適用企業】 営業収益に相当する収入額 - 受託工事収益に相当する収入額

なお、宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額とする。

(2) 算定基礎事項及び資金不足比率（法非適用企業）

（単位：千円，％，ポイント）

区 分		23年度	24年度 a	25年度 b	増減 b-a	増減率
下水道事業特別会計	A 資金剰余（不足）額 ①-②-③+④ （△は資金不足額）	2,557	7,348	10,540	3,192	43.44
	① 歳入歳出差引額 アイ （形式収支額）	3,625	7,548	10,540	2,992	39.64
	ア 歳入総額	2,765,148	2,801,417	2,460,553	△ 340,864	△ 12.17
	イ 歳出総額	2,761,523	2,793,869	2,450,013	△ 343,856	△ 12.31
	② 翌年度へ繰り ア～オ計-カ 越すべき財源	1,068	200	0	△ 200	皆減
	ア 継続費 通次繰越額	0	0	0	0	-
	イ 繰越明許費 繰越額	73,474	2,500	0	△ 2,500	皆減
	ウ 事故繰越額	0	29,000	0	△ 29,000	皆減
	エ 事業繰越額	0	0	0	0	-
	オ 支払繰延額	0	0	0	0	-
	カ ア～オに係る未収入特定財源	72,406	31,300	0	△ 31,300	皆減
	③ 建設改良費等以外の経費の 財源充当地方債現在高	0	0	0	0	-
	④ 解消可能資金不足額	0	0	0	0	-
	B 事業の規模 （営業収益相当収入額- 受託工事収益相当収入額）	1,606,175	1,600,332	1,581,010	△ 19,322	△ 1.21
資金剰余（不足）比率の計算 【計算式】 A ÷ B × 100（％） （△は資金不足比率）	0.1	0.4	0.6	0.2 ポイント		
資金不足比率 資金の不足額が生じない場合は 資金不足比率は「-」（なし）	-	-	-	-		
宅地造成事業特別会計	A 資金剰余（不足）額 ①-②-③+⑤ （△は資金不足額）	1,062,872	1,012,650	990,686	△ 21,964	△ 2.17
	① 歳入歳出差引額 アイ （形式収支額）	0	0	0	0	-
	ア 歳入総額	519,460	103,464	64,749	△ 38,715	△ 37.42
	イ 歳出総額	519,460	103,464	64,749	△ 38,715	△ 37.42
	② 翌年度へ繰り ア～オ計-カ 越すべき財源	0	0	0	0	-
	ア 継続費 通次繰越額	0	0	0	0	-
	イ 繰越明許費 繰越額	0	0	0	0	-
	ウ 事故繰越額	0	0	0	0	-
	エ 事業繰越額	0	0	0	0	-
	オ 支払繰延額	0	0	0	0	-
	カ ア～オに係る未収入特定財源	0	0	0	0	-
	③ 建設改良費等以外の経費の 財源充当地方債現在高	0	0	0	0	-
	④ 解消可能資金不足額	0	0	0	0	-
	⑤ 土地収入見込額（宅地造成事業）	1,062,872	1,012,650	990,686	△ 21,964	△ 2.17
B 事業の規模（資本+負債）	307,500	96,180	45,769	△ 50,411	△ 52.41	
資金剰余（不足）比率の計算 【計算式】 A ÷ B × 100（％） （△は資金不足比率）	345.6	1,052.8	2,164.5	1,111.7 ポイント		
資金不足比率 資金の不足額が生じない場合は 資金不足比率は「-」（なし）	-	-	-	-		

(単位：千円, %, ポイント)

区 分		23年度	24年度 a	25年度 b	増減 b-a	増減率
都市再開発事業特別会計	A 資金剰余(不足)額 ①-②-③+④ (△は資金不足額)	31,358	45,341	29,369	△ 15,972	△ 35.23
	① 歳入歳出差引額 アーイ (形式収支額)	31,358	45,341	29,369	△ 15,972	△ 35.23
	ア 歳入総額	41,641	54,239	55,011	772	1.42
	イ 歳出総額	10,283	8,898	25,642	16,744	188.18
	② 翌年度へ繰り越すべき財源 ア～オ計-カ	0	0	0	0	-
	ア 継続費 通次繰越額	0	0	0	0	-
	イ 繰越明許費 繰越額	0	0	0	0	-
	ウ 事故繰越額	0	0	0	0	-
	エ 事業繰越額	0	0	0	0	-
	オ 支払繰延額	0	0	0	0	-
	カ ア～オに係る未収入特定財源	0	0	0	0	-
	③ 建設改良費等以外の経費の財源充当地方債現在高	0	0	0	0	-
	④ 解消可能資金不足額	0	0	0	0	-
	⑤ 土地収入見込額(宅地造成事業)	0	0	0	0	-
	B 事業の規模 (営業収益相当収入額- 受託工事収益相当収入額)	9,973	10,324	9,669	△ 655	△ 6.34
資金剰余(不足)比率の計算 【計算式】 $A \div B \times 100$ (%) (△は資金不足比率)	314.4	439.1	303.7	△ 135.4 ポイント		
資金不足比率 資金の不足額が生じない場合は 資金不足比率は「-」(なし)	-	-	-	-		